

明 代 の 郷 紳

——士大夫と地域社会との関連についての覚書——

森 正 夫

目 次

- Iはじめに——主題の限定——
- II日本の郷紳論における地域社会への言及

- III明初における著述・論者
- IV明中期までの処士としての観長
- V明末における郷紳
- VI終わりに——清代への展望——

たとえば、本稿のある部分では、明末の郷紳を、事實上、その出身の州県に居住する官僚乃至官僚体験者としてとり扱っているが、これはあくまで便宜的なものである。

本稿で注目しているのは、科挙官僚体系の最上部に地位をもつ右のような存在だけではなく、その最下部にある生員をも含めて、さらに科挙官僚体系の枠外にあるいわゆる処士をも含めて、本来、儒教的教育にもとづく知的能力と道徳的人格性の持主であると想定されるところの社会層全体である。この社会層を、きわめて通俗的な仕方で士大夫と呼ぶとすれば、かかる士大夫層と地域社会との関連を示すところの、明初から明末にかけての若干の事象の発掘が、本稿の実質的内容をなす。端的に言うならば、筆者の当面の問題関心の中で、前近代中国、なかんずく十世紀、宋代以後の支配層としての士大夫が地域社会に対して行使した知的・道徳的ヘゲモニーのあり方は少なからぬ比重を占めており、本稿はこうした関心にもとづく明代の士大夫についての、ごく粗いスケッチなのである。清代の士大夫層については、ごく簡単な予測がなされる。最初に、右の関心からするきわめて限定的な研究状況の検討を行なつておくことにする。

I 日本の郷紳論における地域社会への言及

一九四五年の敗戦ののち、日本における明清時代史研究は、アヘン戦争以前の中国社会における資本主義的近代化への内発的契機の探求を共通の問題関心としながら、主として経済史の領域で進められてきたが、いく多の豊かな史実を発掘しながらも、十分な理論的成果をあげるには至らなかつた。一九六〇年代に入ると、研究者たちは、アヘン戦争前の中国社会固有の構造と、この構造に規定された社会発展の独自なあり方を模索するようになった。明末以降の文献に頻出する郷紳という社会層への関心が、こうした模索の中で高まり、まず経済史の分野で、「郷紳地主」や「郷紳的土地位所有」という概念の設定が試みられるようになつた。以後、一九七〇年代を通じて行なわれた郷紳をめぐる発言の中で、現在、最も大きな影響力をもつてゐるのは、重田徳による「郷紳支配」という概念設定の提唱である。⁽²⁾

極めて示唆的ではあるが、完全には整序されていないこの「郷紳支配」という概念には二つの特徴があるように思われる。

第一は、重田が明末以降の郷紳は、王朝国家という集権的統一権力の枠組の中で、地域社会に対する事実上の支配権を極限にまで強めたとし、郷紳によるこの分権的・領主的傾斜の強い支配を「郷紳支配」と呼んでいることである。日本の研究者たちに大きな影響を与えているのは重田の見解のこの側面である。重田は、さらに、かかる内実を

もつた「郷紳支配」を、漢代の豪族、六朝・隋唐の貴族、宋代の形勢戸などの歴代の「中間的支配層」と対比することによって、中国社会の循環性や停滞性を否定し、その「非可逆的展開」を証明することができると言張している。こうした対比を行うことによって、重田は、「郷紳支配」を、単に政治権力の形態に関する概念とどめず、明末以降の「政治的・社会経済的諸関係の総体」を「凝縮」する概念、「当該段階の社会構成を集約するすぐれて体制的範疇」にまで高めることができると予測している。

第二は、重田が、「郷紳支配」となる概念は、土地所有形態の次元に属する範疇、單なる地主支配の次元に属する範疇として限定的に用いられるべきではなく、「政治社会的範疇」であるべきだとしていることである。それは、郷紳の支配が、地主としての自己の所有地を耕作させている佃戸に対してだけでなく、自作農をはじめとする他の諸階層にも及んでいることを非常に重視することに基づく。重田自身は、どちらかと言えば、「政治社会的」のうちの「政治的」に力点を置いていると思われる。明代中期まで中央統一権力が掌握していた自作農に対しても、しだいに郷紳の「政治的」支配が及ぶようになつた意義を強調しているからである。しかし、「社会的」という語が「政治的」という語に接続されることによって、「郷紳支配」という概念は、上部構造としての政治権力のみにかかるものでもなく、さりとて、下部構造としての経済制度をそのまま反映したものでもなくなつたようと思われる。すなわち、「郷紳支配」は、上部構造にも、下部構造に

も密接なかかわりをもちながら、両者いすれにも属さぬ、いわば中間構造の領域に関する概念としての色彩をも帯びるようになつたのである。

重田の急な死によって、「政治社会的範疇」としての「郷紳支配」概念のもつところの、いわば「社会的範疇」ともいべきこうした側面は、目下の所十分に練りあげられてはいない。しかし、「郷紳支配」概念の「社会的範疇」としての側面には、戦後の日本における経済史中心の明清時代史研究、商品生産と地主制を基軸とするこの時代の研究が見過してきたところの、明末以降の地域社会の構造を分析する手がかりが含まれている。重田自身も、「裁判・調停・治安維持・救恤等」の「政治的支配」、「教育・教化・世論指導等」の「文化的支配」、「市場支配」などの「経済的支配」の三要素からなり、「地主＝佃戸関係をこえた間接的・領域的支配」としての「郷紳支配」を追求する構想を、生前、提示していた。

重田の、こうした「間接的・領域的支配」についての構想は、中華人民共和国成立当時に全土で実施された土地改革の歴史的条件をさぐることを目的とする古島和雄の見解、すなわち「農村社会の権力構造」というその一文⁽³⁾に記された示唆的な内容と呼応している。

古島は、「旧中国（一九四九年以前）の特権的社会層としての縉紳、豪紳の支配体制」は、「旧中国固有の農村社会の構造」の中にその基礎を置いているとする。古島は、「縉紳、豪紳の支配」のあり方を、ともに一種の近代的相貌をもつ官僚体制や土地所有形態の特質など、

いくつかの角度から論じているが、最も興味深いのは、縉紳、豪紳による農村支配の場としての農村集市市場圏の存在を指摘したことである。古島によれば、農村集市市場を中心とする地域社会は、定期市としての農村集市を中心として、同一の農事暦によって統一され、農産物の交換と売買に必要な同一の度量衡を使用し、その中で社会的分業が成立しているところの地域単位であり、外部社会に対しても閉鎖性をしめす地縁的社會である。そこでは、縉紳、豪紳が、問屋商人として商業利潤を、高利貸として農村金融を独占することによって、彼らの土地所有に基づく農村支配を補完している。

古島の見解は、概説として展開されているため、時期や地域、さらには依拠した文献が完全には示されていないという欠点をもつ。たとえば、この見解は、G・W・スキナーの影響を明らかに受けている⁽⁴⁾と見られるが、そのことは注記されていない。しかしながら、近代史研究の側から、重田の「郷紳支配」の概念に、とくに郷紳による「間接的・領域的支配」の概念に照應するこうした見解が出されていることは注目に値する。両者の見解を接続すると、明末以降、アヘン戦争期を経て、中華人民共和国成立の前夜に至るまでの中国では、郷紳を結節点とする一つの完結した地域社会構造が形成されていたというテーマが出てきあがるからである。

しかしながら、実は、重田の「郷紳支配」論が発表される十七年前、一九五四年、當時盛行を極めていた経済史以外の分野から、明末の郷紳にかかわりのある興味深い問題提起がなされていた。すなわち、官

崎市定は、その総合史としての文化史の立場から、論文「明代蘇松地方の士大夫と民衆」を発表した。⁽⁶⁾ 宮崎は、これに先立つて一九五〇年に、その著書『東洋的近世』において、十世紀、宋代以降の中国では、「文化的には読書人、政治的には官僚、経済的には地主・資本家たる三位一体的新貴族階級が成立を見るに至った。普通にこれを士大夫と称しているようである」との見解を提示し、この士大夫階級こそ、以後、アヘン戦争前夜に至るまでの中国の、つまり、宮崎のいう「近世」中国の支配階級であったとした。一九五四年の論文では、右の著書ではほとんど言及されていなかった士大夫と地域社会との関係が主題となっている。また、宮崎のこの論文では、士大夫の概念が右の著書と異っている。すなわち、官僚だけではなく、府・州・県に設立された国立学校の学生資格保持者である生員をはじめ、科挙試験のいずれかの段階に合格して一定の資格を保持している人びとが包括的に士大夫と呼ばれているのである。

宮崎は、ほほまちがいなく宋代を念頭に置きながら、「一体に明代の士大夫は、その郷里との結合が非常に深い」と指摘する。宮崎によれば、士大夫のうち、官僚になった者は、在職、待機、及び「成功後の」退職のいずれの場合にも、「本拠を郷里において、郷里で資産を殖そうとする」が、当時、「こういう郷居の官、或いは広く郷里から見た官僚」が「郷宦」と呼ばれていた。宮崎は、さらに「郷宦は動もすればその中央政府における地位権力を笠にきて、郷居中に我儘に振舞い、その儀儀までが横暴を極めて民衆の怨嗟の的となることが少く

ない」と述べる。重要なのは、官僚とならなかつた士大夫についての次の指摘である。

「これに反して官途に望みを絶つて郷里に住みついた士大夫は、進士、舉人、生員などの一種の学位、或いはそれ以上の官としての肩書をもつて一般民衆よりは特權的な地位を認められていても、……：何よりもその生れた土地を愛し、郷里の民衆と苦樂を共にしようとする。こういう云わば隠者の如な士大夫は市隠と称せられるが、蘇州の文化は郷宦によつては啓發されず、むしろ市隠によつて推進させられたのである。」

以上の指摘を通じて、宮崎は、その出身地の地域社会における士大夫を、官僚であるかどうかによって、つまり科挙制度上の存在形態を基準にして区分すると同時に、地域社会の利害や民衆の生活に関心を寄せるかどうかによって、つまり地域社会の共通の課題への志向性の有無を基準にして区分している。「郷宦」一般は前者の基準によつて区分された士大夫の上層であるが、「市隠」と対比される際の「郷宦」は後者の基準によつて区分された私的個別の利害の追求者である。宮崎は、別に、「市隠」指導下の蘇州の社会では、「郷里の評判」としての「郷評」「郷論」が大きな権威をもつていたという指摘を行なつてゐるが、こうした「郷評」「郷論」の存在は、地域社会の共通の課題への志向を媒介として、士大夫中の「市隠」と民衆との間に、一種の精神的結合関係が形成されていたことを示唆している。

なお、宮崎の右の発言は、都市としての蘇州、松江等を対象として

行なわれたものであることにも注意を向けておきたい。たしかに、宮崎は、これら江南の都市が、その背後に強力な生産地をもっていることを、都市自体が生産都市であり、商業機能をあわせもつていていることとともに指摘しており、都市を農村から切り離してはいない。しかし、宮崎は地域社会を県城レベルの都市を中心にして論じているように思われる。

一方、一九六〇年には、酒井忠夫が「勸善懲惡のために民衆道徳及びそれに関連する事例、説話を説いた民間流通の通俗書」である善書が、明末清初にとくに流通したことに着目して、『中国善書の研究』を著した⁽⁸⁾。酒井は「郷紳」という語が、明末、十六世紀後半以降、盛んに用いられるようになったことを、戦後の日本で初めて指摘した人である。酒井は、右の著書では、任官者、及び任官体験者としての「郷紳」と、生員から舉人に至るまでの未任官者とが、各種の文献の上ではっきりと区別されており、後者は「士人」「士子」などと呼ばれていたという見解を新たに付け加えた。酒井は宮崎よりも、科舉官僚制度上の存在形態の差異を重視している。

酒井は、この見解を前提として、明末には「郷紳の民間社会に対する役割が民間社会でも問題になって来た」ことに注目する。酒井は、明末には「郷紳の横」と称される郷里での郷紳の横暴な振舞いや、宦官と結びついた郷紳の非道に対し、民衆を中心に、正義派の郷紳をも含む人びとの批判・怨恨・憤激が集中したことを指摘し、このような郷里の世論としての「郷評」、及び「郷評」を生みだす民衆の倫理意識

識が、士人層によって書物の形で客観化されたのが善書である、と言う。すなわち、酒井は地域社会における民衆と郷紳・士人、とりわけ民衆と士人との間に存在している精神的結合関係を重視しているが、この点は宮崎と相通じるものがある。かかる精神的結合関係には、たとえば「郷評共同体」などという表現をあてはめることができるかも知れない。

この点と関連して、宮崎と酒井は、ともに、地域社会の世論としての右の「郷評」を左右し、時には、たとえば民變と呼ばれる都市部の暴動をはじめ、さまざまな直接行動に起ち上るところの民衆の力に対して、高い評価を与えた。「郷宦」(宮崎)「郷紳」(酒井)の言動が人びとの注目を集め、「市隠」(宮崎)「士人」(酒井)による「郷宦」「郷紳」への批判が顕著になる明末には、同時に民衆の地域社会における社会的力量が、かつてなく強まっていたという認識がそこにはある。

宮崎や酒井の文化史的、社会史的な郷紳論の成果は、敗戦後の経済史研究の蓄積を土台として、一九六一年、田中正俊が行なった明末民衆運動の概論——「民變・抗租奴變」⁽⁹⁾にも取り入れられ、最近発表された明末都市民衆暴動についての初めての専論たる夫馬進「明末の都市改革と杭州民變」⁽¹⁰⁾にも影響を与えているが、郷紳論の主流とはなっていない。重田も、田中の概論を通して、宮崎による「郷宦」と「市隠」とを区別する主張に一応の注意を払っているが、その「郷紳支配」概念の構成に際しては、この主張は考慮の外に置かれている。また、重田は、明末の郷紳の横暴にも目を向け、郷紳に対する民衆の抵抗の

強まりを論旨の一構成要素としているが、その場合、民衆の抵抗は、地主としての郷紳に対して、小作農としての佃戸が行なう小作料納入拒否闘争——抗租に限定されており、都市をも含めた地域社会の民衆全体の動向は言及されていない。

本稿では、重田の「郷紳支配」についての見解から、郷紳を地域社会との関連においてとらえるという視角を学び、宮崎、酒井の研究から、地域社会の共通の課題に対するその志向性を基準にして郷紳、ひろくは士大夫という社会層を区分するという方法上の示唆を得て、以下、若干の具体的検討を試みる。時代は、清代にもやや目を注ぎつつ、主として明初、十四世紀後半から明末、十六世紀中葉——十七世紀四十年代にかけてを取扱い、地域は長江下流南岸デルタ地帯に重点を置く。地域社会の概念は必ずしも一定せず、事象に即して伸縮がある。

II 明初における着宿・儒者

重田徳は、明代中期以降に、「正規の官僚、及び官僚経験者に止まらず、官僚予備軍ともいべき科挙の過程の資格取得者、「すなわち」華人・生員層をも含めて郷紳という特権身分が形成され」、明末以降、かかる特権身分に属する者による「集権制の下での事実上の支配」が地域社会の中で強まってくるという認識を、從来の日本の学界の「通

念」として紹介している。⁽¹²⁾一方、日本では、酒井忠夫、奥崎裕司らが明末の場合について⁽¹³⁾、国外では、たとえば閔斗基が清代について⁽¹⁴⁾、科挙官僚体系に何らかの形で関与している社会層のうち、官僚体験者、乃至任官可能な資格取得者と、それ以外の者はきびしく区別されるべきであると主張している。こうした見解の分歧についての立入った検討はここでは行なわないが、いずれの見解においても、論じられてゐる社会層は、なにがしかの儒教的教養を身につけていることが暗黙のうちに当然の前提とされていることは言うまでもないとして、すべて科挙官僚体系に属するものばかりである。しかし、明初における士大夫と地域社会との関連を問うためには、科挙官僚体系に属するこうした士大夫のみに着目することはできないようと思われる。

『万曆大明会典』（卷九・吏部八・閥給到任須知）には、十四世紀後半、明の太祖朱元璋が、任地に赴く地方官、主として直接地方の人民と接触する知州・知県に対して交与した「到任須知」（着任に際して、知つておかねばならない執務心得）が所載されており、合計三十項目からなる。

一方、約四世紀のちの十八世紀の半ば前後、清代中期、十八年間にわたって、布政使、巡撫、總督という省レベルの地方長官を歴任した陳弘謀は、福建巡撫であった乾隆十九（一七五四）年正月、管下の府・州（直隸州）に対して「民生の実情と土地の風俗三十項目（三十条）」について詰問し、各項目について調査・報告することを属県に指示するよう命じた。⁽¹⁵⁾

二つの資料の間には、①前者が全国一般を対象とし、後者が福建一省を対象としていること、②前者には地方行政機構そのものについての数項目が含まれるのに対し、後者は三十項目のすべてが、地方官の行政運営上把握すべき地方の現実の諸事情自体についてのものであること、といった差異がある。しかし、①については、後者が各省を歴任し、地方政治の急所を熟知している陳弘謀の手になり、かつ同種の調査が、彼の陝西巡撫、湖南巡撫在任当時にも行なわれていることからすれば、その全国的一般性についての前者との差異はなくなる。②については、他にも指摘できるところの項目の設定の仕方 자체における差異の一つなのであるが、両者が共通して、それぞれの時点での地方事情の全面的把握を目的としている点は変わらない。

両者を比較すると、各管轄区域内における支配層乃至指導層に該当する部分の対照が目につく。

すなわち、前者では、生員、士君子、耆宿、儒者の四者があげられているのに対して、後者では、鄉紳と、上級試への合格を目指している士子の二者に減少している。さらに立ち入って検討すると、前者、すなわち「到任須知」の四者は、また二つに大別できる。すなわち、①「高年で徳があり、土地の習俗を熟知し、故事に通曉している」という属性を備えた耆宿。儒教の經典に通じているか、文章が巧みであるか、人民を統率する力があるか、管理・事務の才があるかのいずれかであり、地方行政の補佐をさせるか、あるいは貢生（任官候補学生）として選抜すべき儒者。②中央・地方の現任・退職の官僚を指すと説

明の付された士君子、及び府学をはじめとする地方の国立学校の学生である生員。すなわち科挙官僚体系につながる者たち。

これに対して後者、すなわち「三十条」では、まず「鄉紳」の項で、領域内に「官僚としての任についた鄉紳」がいるかどうか、いる場合、退職者か、現職か、次のポストが決まるまで待機中の者か、さらには、農村部に住んでいるか、都市部に住んでいるかなどの点についての調査と、毎年知県が主宰する「鄉飲」の儀式に何名を招待しているかの報告が命じられている。さらに「文風」——学問の氣風に関する項があり、「士子」の學習が勤勉か怠惰か、彼らの人数、彼らのうちの各級の科挙試の受験者の人数、及び私設の学校の状況が問われている。社会層として認識することが要請されているのは、科挙官僚体系につながる以上二者なのである。

十四世紀後半から、十八世紀四十年代における明清の交代をはさんで十八世紀に至るまでの間に、地方の州・県官が把握すべき支配層・指導層としては、科挙官僚体系とはかわりのないものが姿を消し、この体系につながるもののみに限定されるようになつたと言えよう。もちろん、十四世紀の「到任須知」で「耆宿を設けたのは」云々とあるように、「耆宿」は、十四世紀末の洪武三十一（一三九八）年に、一一〇戸からなる里の社会生活の統率者としての任務を改めて付与された「里老人」¹⁶⁾と同様、非官僚層の統括的機能を重視する初期明朝国家の政策的意図を反映した名称であることは否めない。加えて、儒教的教養の持主ではあるが、科挙官僚体系とは無縁であった「儒者」が

固有の社会層として注目されることにも同じ政策的意図が示されている。しかしながら、科挙官僚体系に無縁なこれらの社会層が、現実にも地方政府において看過できない影響力を、当時の地域社会に対してもつていたことは、次の事実からも裏付けられよう。すなわち、十四世紀後半、明初から、十五世紀を経て十六世紀初頭、弘治・正徳年間に至る頃迄の『明実錄』に、しばしば「某県の民奏す」、「某県の民言う」という表現で、官位をもたない地方民の発言が直接記録されていること、同じ時期の『明実錄』上の巡撫クラス以上の高官の上奏にも、やはりこうした「民」の発言の引用が多いことである。⁽¹⁸⁾ちなみにも、「到任須知」における「儒者」とは、内藤湖南の言う「⁽¹⁹⁾讀書人」、すなわち、南宋以来、官に就くことなく、朱子学（道学）を奉じて民間で講学に従事し、文化を保持しつつ厚い層をなしていった人びとだったのではないであろうか。

III 明中期までの処士としての糧長

十四世紀後半の地方官に対して、科挙官僚体系とは関わりのない社会層の地域社会における影響力を重視し、かつ活用することが国家から指示されていたという事情は、十四、五世紀の華中、とくに長江下流域南岸デルタ地帯において糧長の果した役割によつても裏付けること

ができる。この点について示唆的な素材を提供しているのは、小山正明の論文「明代の糧長について——とくに前半期の江南デルタを中心にして——」⁽²⁰⁾である。

小山論文の実証的部分は次の三点である。①糧長は、明代以来の郷村行政区画としての「都」を基準にして、県と里との中間に設けられた「区」として税糧（主として土地税）の徵収と徭役（地方行政的人的支出をまかなうための無償の労役）の割当てとを行なうことを行なうことを直接的な任務として、国家から選任された（ただし、糧長の職務はそれが自体が徭役の一つであり、給与を支給される官僚とは異なる）。②糧長は右の直接的な任務の他、紛争の調停を含む「郷村での裁判」に当り、また農法指導・耕地管理・水利作業など、種々の勧農事業にも従事した。③糧長は、頭巾、衣服、履物、外出時の乗物などについて、官僚に準じるもの用いており、日常生活上の趣味や交遊関係も官僚層のそれと同質の内容をもつていた。また、南宋以来の朱子学（道学）の思想的影響の下に、経史・詩文の素養を身につけ、子弟を訓育し、一族を倫理的に規制した。

小山は、とくに③のもとづいて、「明代前半期までの糧長が、社会上の格式においても、ほぼ官僚層に準ずるような地位を保持していた」ことを指摘するとともに、このことは「官僚登用の科挙制度が行なわれていたにもかかわらず、科挙体系の枠外にあって『処士』として存在した糧長層と官僚層とが、社会層としては明確には分化しておらず、共通の社会的身分を構成していた」とを物語るものである」と述べて

いる。中国における官僚身分自体の制度的固定性からすれば、「社会的身分」という概念には疑義が残るが、右の総括的見解は、この時期にあっては、「科挙体系の枠外」にありながら、社会的に影響力をもつ「処士」が、特殊な存在ではなく、社会層として根を張っていたことを示唆して、興味深い。

さらに注目されるのは、儒教、とくに朱子学（道学）の思想的影響下にあつたとされる糧長の生き方、乃至志向性である。小山はこうした影響の表われを、主として家族、同族に対する糧長の倫理的規制の中に見出している。しかしながら、小山が引用した墓誌銘を主体とする少なからぬ資料には、他方で、糧長が地域社会の人びとから、その公平な人格を高く評価されていたことが記されている。このことは、糧長の倫理性のもつ影響力が、家族、同族の範囲にとどまらず、それを越えた地域社会にも及んでいたことを示唆している。たとえば、呉寛の『匏翁家藏集』巻六二「周原凱墓誌銘」の記す蘇州府崑山県の糧長周南（成化一〇一一四七四年没）の場合がそれである。周南は幼くして父母を失つたが、二十才にして学問に励んだ結果、よく人格的自立をなしとげた。彼は、日常、非常に道徳的な態度を持っていたため、その家族の間柄は和気に満ちたものであった。彼は友人や儒学の師にも敬愛を以て接した。だが、彼は、他方で糧長としても、おおむね公をして私を後にし、その租税徵收の適切さ、労役割当の公平さによって、統率下の人民が混乱なくこれらの負担を完遂することができたので、地元の人びとから賢者と称えられたのであった。こう

した彼の地域社会に対する態度は、その学問——儒教的教養と無縁なものではあるまい。

糧長が地域社会の利害に深い関心を持っていたことは、吉川幸次郎の論文「沈石田——市民的教養人の系譜」⁽²⁰⁾の中心主張でもある。時代を代表する画家であり、すぐれた詩人であった沈周（号は石田。宣德二—正徳四。一四二七—一五〇九）は蘇州府長洲県の農村部湘城里で祖父の代から糧長をつとめた豊かな地主の家に生れた。幼少時から家庭教師について儒教の基本文献と詩文を学んだが、自覺的に官途にはつかず、中年まで糧長をつとめた。沈周の詩の主題は多く自己の周囲の農民の生産と生活の苦しみであり、画作の主題であるのどかな山水の風景も、実はこうした現実への抵抗と憤りから、現実の彼方にある理想境を表現するものとして、選ばれた。吉川のこの指摘は多くの詩を丹念に検討して作品の内面に立ち入って行なわれたものだけに説得的である。ちなみに、この沈周が吉川の所謂「市民」、すなわち處士であることの誇りを歌つた「市隱」なる詩をものしていることは、上述した富崎の「市隱」概念の有効性を示唆するものである。

糧長は、農村在住者の中でも、管轄する「区」内の租税滞納分を自己負担で補填することのできる経済的基盤の持主、すなわち大土地所有者であることを不可欠の条件としている。しかし、右に挙げたとき容易ならざるその職務の円滑な遂行は、いすれも一定の知的能力に加えて、地域社会の公的課題の解決に献身する志向性に貫かれた人格の持主、尊敬のニュアンスをはらんだ處士という呼称を受けるに足る

人びとにしてはじめて可能だったと考えられる。

ところで、『明実錄』宣德六（一四三一）年四月甲午の条所載の監察御史張政の発言によれば、浙江の嘉興府・湖州府、南直隸の蘇州・松江府下の糧長は、労役の割当てに際しては富者を免除して貧民を酷使し、臨時の物資調達に際しては指定額の十倍にも達する額を収奪し、裁判では白と黒とを転倒し、租税の徵収につけこんだ搾取には節度がなかつたという。一方で糧長のすぐれた人格を讃える伝記が少からず書かれた十五世紀の前半期には、他方で糧長の非行を指摘する右のような官側の記録も決して少くなく、当時の糧長の存在形態の一侧面を示している。²²⁾しかしながら、こうした非行の重要な契機の一つをなすこの時期の長江下流域南岸デルタ地帯における租税・労役賦課制度自体の矛盾を開拓するために、中央政府から派遣された應天巡撫周忱は、まさにこの糧長層を信頼し、彼らと直接的な接触をもつて、地方の事情を把握することにつとめた。沈周の父沈恒吉が糧長になったのも、実は、この周忱の命令によってであった。従つて、この時点での糧長は、地域社会との肯定的な関係を、全体としては保つていたと思われる。のち、十六世紀初頭には糧長制に不可逆的な変化が起り、それで特定の個人によって半永久的に担当されていた糧長の職務が、多くの人びとによって共同で、あるいは輪番で遂行されるようになつた。²³⁾この十六世紀初頭までは、儒教的教養をもちながら、各級の科挙試験を受けることもなく、従つて官途につくこともなかつた「廩士」としての糧長が、長江下流域南岸デルタ地帯の農村社会において大きな影響

力をもつていたと考えられる。

ところで、十五世紀の当地方について注意しておかねばならないことが今一つある。この世紀前半には、早くも、儒教的教養を身につけて、同時に科挙官僚体系にも地位を占めるという二つの条件を備えた社会層、とくに地元出身の官僚の家の動向が都市で顕著なものとなりつゝあつたことである。

宣德五（一四三〇）年から正統七（一四五二）年まで、十二年の長期にわたつて蘇州知府をつとめた况鍾の布告では、「都市の富民は奢侈がはなはだしい。縉紳大族（勢力のある官僚の家）もまた同様である」と述べ、最後に「縉紳郷官（地元出身の官僚の家）」が自ら範を垂れ、地方官の行政を補佐し、人民に感化を及ぼすことを求めている。また、宣徳七（一四三二）年の「紳士は自らの子弟を厳しくしつけよ」という布告には、奢侈の風潮が甚しい都市で、遊蕩の生活を送る子弟（若者）は、「その大半が紳士（官僚）の家の出だ」と述べている。²⁴⁾ここで、縉紳大族、縉紳郷官、紳士などという語で表現されている社会層は、とりわけ、十六世紀後半以後に郷紳と呼ばれるようになつた社会層の特徴的側面を、早くも露呈している。儒教的教養を身につけ、科挙試験の階梯を登りつめて官僚となり、その後郷里に住みついてからは、地域社会の利害に無関心な寄生的存在となる、という側面である。ちなみに、その儒教的教養が地域社会の利害に無縁な人々に対しては、任官の有無は別として、早くも十四世紀後半、洪武八（一三七五）

年に、明の太祖朱元璋によって批判が加えられている。すなわち、社会的分業の各部門別に入民の果すべき任務を、一儒臣との問答体の形で示した『資世通訓』⁽²⁵⁾の中で、朱元璋は「名士（名のある士大夫）は「自分が住んでいる」、都市・農村を坐視している」と述べている。もつとも朱元璋のこの批判は、彼が士大夫の当為として、その居住する地域——都市・農村への奉仕を設定していたことをも示しているものとして注目しておかねばならない。

以上のように、十五世紀においては、ともに地主的土地位所有を経済的基盤とする儒教的教養の持主の中に、地域社会の利害を坐視しない、農村居住の処士としての糧長と、都市にあって他者を顧みることなく奢侈生活を送る縉紳とが併存していたのである。

IV 明末における郷紳

糧長が農村部の地域社会での影響力を喪失していくと見られるのは、前述のように十六世紀の初頭、正徳期（一五〇七—一五二一）であつたが、これに続く嘉靖期（一五二二—一五六六）以後の長江下流南岸デルタ地帯では、何良俊の残した記録によれば、入びとの農業經營からの遊離が顕著に進行し、その波の中で、「郷官」の家事使用人としての奴僕となっていく者が以前の十倍にも達した。⁽²⁶⁾ちょうどこの

頃から、明朝国家の地方官は、労役の負担を公平にするための改革を推進するが、これは、科挙官僚体系に位置を占める社会層、とくに官僚乃至官僚体験者、すなわち何良俊の言う「郷官」が、その所有地は徭役賦課算定の対象とされないという特権を利用して、大規模な土地集積を行ない、徭役賦課制度自体の維持が困難となってきたからである⁽²⁷⁾。こうした過程を経て、十六世紀の後半、万曆十六（一五八八）年には、『明実錄』に「郷紳」の語が初めて登場する。⁽²⁸⁾官僚乃至官僚体験者のその出身地における呼称としてのこの語は、併用された郷官、郷宦、縉紳、士大夫の郷に在る者などの語とともに、從前からも用いられており、本来的には否定的価値をもつものではない。しかし、明末、十六世紀の後半から十七世紀の前半にかけては、これらの語で表わされる社会層は、土地をはじめとする大量の動産・不動産を所有し、多数の奴僕を使用し、地代、家賃、及び商業・高利貸利潤によって蓄積した莫大な富を、豪奢な消費と趣味に投じ、地域社会の利害を全く顧慮しない存在として資料に記録されることが多い。⁽²⁹⁾

李自成の率いる反乱軍による北京占領、崇禎帝の自縊、中央統一権力としての明朝の崩壊という一連の事態についての情報が蘇州府に伝わった一六四四（崇禎十七・順治元）年の四月から五月初めにかけて、同府城内の「宦官邸室」（官僚の家・勢力のある家）の当主は、財産を抱え、妻子を携えて、真先に蘇州府城を出、太湖沿岸の各地に逃避していく。「世の中が無事な折には、これらの地位の高い貴族たちは、勢力をたのみ、不正な手段で財貨を集積し、いながらにして富と

榮誉を享受し、國家の財政や民衆の苦難には見むきもせず、大事変が起つた時には「地元の人びとのために」災厄を防禦する手だてを講ずることもできず、わが身、わが家のことのみ考え、隠れ家を探してそこに潜み、自分の安全を図った」。翌一六四五（順治二）年五月、清軍が蘇州府城に入ってきた時、「一般民衆は、みんなで「殘留していた」緒紳の家にかけ、「清軍との」交渉に赴いて蘇州府城の慘禍を未然に防いでほしいと促したが、おおむね隠れて出てこようとしなかった。そこで人びとは憤り、恨んで、徐九一、李子木、蔣誥等の家を打ち壊した」。

葉紹袁は『啓禎記聞録』（巻三・巻六）の中で、以上のように記し、「緒紳」などの社会層が、日常の暮しぶりにおいても、非常事態に直面した際も、地域社会の利害とは全くかけ離れた存在であったことを私たちに告げている。

重田徳は、雲南布政使を退官した後の陳善（号は敬亭。杭州府城内錢塘県に居住）が、「農民の再生産条件の整備・慈善・救済・調停」

などの事業を行なつたことを挙げ、これらは「良質の郷紳のことさらな善行」というよりも、「郷紳支配の一面であり、それを全体として補完する不可欠の条件」であるとしている⁽³³⁾が、この評価にはいさか結果論的な不分明さが残るようと思われる。実は、陳善は、万曆十一（一五八二）年の杭州民變においても、反乱市民が「その家を犯さないよう、お互いに戒め合つた」というところ、まれに見る「良質の郷紳」である。陳善は自ら郷里のために編纂した『万曆杭州府志』巻十九・

風俗の中で、成化十一（一四七五）年当時と対照させながら、高い地位と多くの俸禄を得たのち、郷里に住みついている士大夫が「民衆を搾取して家を肥やす」ようになつたことに厳しい批判を加えている。

地域社会の利害にいかに関心を寄せるかという志向性を基準にして結論的な見通しを述べれば、明末の郷紳と称される社会層の多数は、趙翼が「〔地方官だけではなく〕地元に住んでいる緒紳もまた、勢力をたのみとして貧しい民を搾取の対象とみなす者が多い」と概括的に述べているように、いわば“陸官発財（出世して金儲けをする）”型に属していた。地域社会の直面する苦難を自らの苦難として画作のエネルギーにまで昇華させるかつての糧長沈周のような、あるいは右の陳善のような、いわば“經世濟民（世を治め民を救う）”型の郷紳は少數であった。近年溝口雄三が新たに包括的検討を加えつつある東林派の官僚は、その多くが後者に属するとみなされるが、その江蘇・浙江両者における総数は、万曆三十（一五九二）年から天啓六（一六二六）年に至る約三十五年間で百十五人にとどまる。

しかしながら、注目されるのは、かかる少數の“經世濟民”型郷紳のもつ地域社会の課題解決への意欲の強烈さである。私たちは、こうした意欲の現われを、たとえば、東林派を継ぐ政治・思想結社としての復社を指導した二人の郷紳の一人である張采が、自ら編纂した『崇禎太倉州志』の凡例で、「自分は州志の重んすべきは、「州の」利害の所在を追求し、原因をつきとめる」と述べている点にも見出すことができる。溝口雄三が、「郷村」（溝口）に生起した「現実

の要請」に対して「誰よりもまつとうに応えようとした人士の一人」と評価し、はじめてその人間性にふみこむ分析を加えたところの、漸江嘉興府嘉善県の郷紳陳竜正の言行は、なかでも、右の意欲を最も端的に示している。

先述した周南、沈周らの糧長は、農村部に住む地主であり、その所屬する一つの「区」の管轄を國家から労役として義務づけられていた。陳竜正は彼らとは異なり、嘉善県城内の王黃坊に住むれっきとした都市生活者であり、不在地主であった。しかも彼は、国家から、地域社会に対する制度的責任をいかなる意味でも負わされてはいなかつた。にもかかわらず、四十巻からなる彼の文集『幾亭全書』のうち、巻二十三から巻三十までの八巻は、郷等——郷のための対策と名付けられ、そのすべてが地域社会の人びとの生活上の困難を開拓するための実踐記録や提言からなっている。^(註)

それでは、彼にとつての「郷」とは何であつたろうか。郷篤というテーマをもつ右の一連の文章の冒頭に付せられた序文で、彼は次のようになつて言つた。「この郷に住んでいれば、この郷の利害を考えなければならない。近い所に関心を注ぐため、全国のことを把握できないという場合はあるだろう。〔しかし〕近くの所の問題をなおざりにしたまま遠くのことを理解するという場合はないであろう。全国的な大きな課題は高官でなければ果すことができないし、しかるべき権限がなければ「それについて」発言できない。地位があろうとなからうと、いずれの場合にも発言できるのは郷邦のことだけなのである」と。

この場合の「郷」「郷邦」とは、結論的に言えば、陳竜正の居住している県、すなわち、嘉善県のことである。たしかに、「崇禎三（一六三〇）年春の饑饉を急ぎ救済した一件」という十一項目からなる記録には、彼の祖先、父母がかつて住み、それらの人びとの墓があり、今も同族が集中的に居住しているところの胥五区に対する、すなわち、県下全三十の「区」の一つであるこの地域に対するみなみならぬ配慮がうかがえる。たとえば、この時の救済対策の一つとして、彼が自家の米を醸出し、この特定の「区」の貧農に低利息で貸与した際、他の「区」を坐視しているという批判があったが、彼はこの批判に対して次のように答えている。自分は「郷里」を救済するのであって、当地方全体の面倒を見る県知事とは違うし、自分の資力の及ぶ範囲はこの「区」に限定されている、と。しかしながら、彼は決して身内主義に陥っていたのではない。右の記録にも、県の「郷紳」がそれぞれ自分がとかかわりの深い「区」を分担して救済を行なうことを内容とするき提案が所載されているのである。郷籌全八巻は、その多くが、嘉善県全体の課題解決のための提案・提言である。ちなみに、彼が、人間の本性としての「為善」の発揚と貧民救済とを目的として組織した同善会は、事實上、都市部の貧民一般を対象としたものであり、農村部における同族居住地域とも、県城内の彼の居住区とも特定の関係はない。以上のように、陳竜正にとっての「郷」が、彼に關係の深い県下農村部の一地域としてまず意識されながらも、究極的には県と同義であ

つたことは、県が、伝統的に、地方官の派遣される最末端の行政組織であり、国家の地方行政の基礎単位であったという事情と無縁ではない。しかしながら、このことは十六世紀以来の商品生産の画期的な発展、郷紳を多く含む大土地所有者の都市移住の進行の中で、一県内における都市と農村との新たな有機的結合が生まれたという事情にもよるところが大きいであろう。すなわち、地域社会の利害自体が、しばしば全県的性質を帯びつつあつたと思われるのである。

それにもしても、国家から地域社会のすべての土地所有者に課せられる労役を、郷紳だけが免除乃至軽減されて経済的利益を得ているという事態を、郷紳自ら労役に従事することによって打開しようというようない陳竜正の発想、大きな自己犠牲を顧みないこうした発想はどこから生れたのか。この際、父陳竜正は、科舉官僚体系にかかる「士大夫」以外の一般民衆が労役によつてひとり苦しむ様子を、「仁の心を抱く者として見るに忍びなかつたのである」とその息子が述べていることに注目したい。近年、島田慶次は、儒教の中核は「仁」であり、それは「人民に対して責任を負うといふ精神」である、といふベトナムの一学者の見解を高く評価している。⁽³⁷⁾『陞官發財』型郷紳の輩出のもたらした激しい社会矛盾こそが、儒教的教養を身につけた陳竜正の内面におけるこの意味での「仁」の思想を触発させ、彼を“経世済民”型郷紳としての行動に導いたのではないであろうか。

おわりに——清代への展望——

ところで、瞿同祖によれば、清代のローカル・エリートとしての郷紳は、制度外の政府として、制度上の政府である地方官とともに地方権力を掌握したといふ。⁽³⁸⁾しかし、こうした清代郷紳のあり方は、県という地域社会に対する明末の“経世済民”型郷紳固有の献身的姿勢はどうかわかるであろうか。ここで想起されるのは、清代の郷紳は、明代の郷紳と比べて、風流ではあっても政治的・社会的実践に対する気概では劣るという十八世紀中年の『錫金識小錄』の記述である。⁽³⁹⁾もはや詳論する紙数は尽きたが、大づかみに言えば、明末から清代にかけては次のような変化の過程が想定される。すなわち、明末の民衆反乱は、地域社会の利害を顧みない“陞官發財”型郷紳の収奪・非道に対する抵抗として起され、彼らと“経世済民”型郷紳とをともに生みだしていいた旧来の社会秩序自体に大きな打撃を与えた。⁽⁴⁰⁾清朝権力は、“陞官發財”型郷紳による行き過ぎた収奪や非道を規制するとともに、県を基盤とする地域社会を掌握せんとする“経世済民”型郷紳の自主的な動向をも抑圧し、その一方で、災害救済行政に見られるように、“経世済民”型郷紳の追求した農民の再生産維持をはじめとする地域社会の公的な課題解決のための諸措置をとつた。清代の郷紳は、このようにして、いわば莫大な社会資本を国家に投下してもらつた上で、きわめて私的関心の下に生活していたと予測される。重田徳が清代十八世

紀初頭に体制化したとし、古島和雄がその近代における展開の場を公式化した「郷紳支配」とは、清朝国家のかかる政策基調の下に形成され、それ故、本来的に地域社会の利害への志向を去勢された、きわめて私的な性質のものだったと思われる。郷紳は、瞿同祖の指摘する「とく、たしかに県規模の地域社会におけるエリートであり、Ⅱの冒頭で指摘したごとく、士人とともに地方官の注意すべき県内の支配的社會層であったが、その公的課題解決への緊張感は、明末の“経世済民”型郷紳と比べる時、はるかに薄い。明末の地方志風俗の項にみなぎる社会秩序維持への使命感とそこから生れた危機感⁽⁴³⁾は、清代の地方志風俗の項には殆んど感じることができないのである。清代において、士大夫層の中に地域社会の課題を自己の課題としてとりくむ者があるとすれば、それはおそらく生員等その下層に属する者の中の、しかも“経世済民”志向を有する分子であろう。なかんずく、中期までの長江下流南岸デルタ地帯では、そうであったと思われる。『錫金識小錄』には、そのことを示唆する記事がある。

○八・三一二・三四（一九七五年十二月・一九七六年四月・六月）。重田徳は一九七一年、「郷紳の歴史的性格——郷紳觀の系譜——」『人文研究』二二一卷第四分冊 及び「郷紳支配の成立と構造」岩波講座『世界歴史』十二・中世六を発表した。この二論文は、のち『清代社会經濟史研究』（一九七五年、岩波書店）に収録され、その第三章「郷紳支配の成立と構造」を構成している。最近発表された鶴見尚弘「士大夫・郷紳の社会」（堀敏一・山崎利男編『概説東洋史』第七章。一九七九年有斐閣）は、戦後の地主制研究の成果をふまえた、宋—清代の士大夫・郷紳に関するすぐれで理論的概説である。

(3) 山本秀夫・野間清『中国農村革命の展開』（一九七二年、アジア経済研究所）第一章「旧中國における土地所有とその性格」第三節。

(4) 古島自身は郷紳という語は用いていない。

(5) G. W. Skinner, "Marketing and Social Structure in Rural China,"

The Journal of Asian Studies, Vol. XXIV, No. 1, Nov. 1964; Vol. XXIV, No. 2, Feb. 1965; Vol. XXIV, No. 3, May 1965. なお、筆者の論議文についての認識は『東洋学報』四九卷二号所載の斯波義信の書評による。スキンナーの当該論文は、本稿を専門研究論集編集委員会に提出したのち、一九七九年十一月に、今井清一・中村哲夫・原田良雄によって訳出され、『中国農村の市場・社会構造』と題する単行本の形で、法律文化社から刊行された。

(6) 『史林』三七卷一号。のち『アジア史研究』第四（一九六四年、東洋史研究会）に収録。

(7) 教育タイムス社刊。のち、『アジア史論考』中（一九七六年、朝日新聞社）に収録。

(8) 一九六〇年。弘文堂。

(9) 「郷紳について」『史潮』四七号（一九五一年）。

(10) 『世界の歴史』十一・「あらぐ中華帝国」（一九六一年、筑摩書房）。

(11) 『東方学報』京都第四十九冊。一九七七年。

名古屋大学文学部研究論集（史料）

一六

- (12) 「郷紳支配の成立と構造」前掲。
- (13) 酒井前掲書。奥崎裕司『中国郷紳地主の研究』（一九七八年。汲古書院）。なお奥崎のこの著は袁子凡（袁黃）とその家系を対象として、明初から清末までの長い射程で行なわれた郷紳についての日本で初めてのケース・スタディである。そこでは、郷紳を同族的結合体として把えようとする視角が提示されている。
- (14) 関斗基著、山根幸夫・稻田英子訳『清代「生藍曆」の性格——特にその階層的個別性を中心にして——（上）（下）』『明代史研究』四号・五号（一九七六年・一九七七年）。
- (15) 陳弘謀『培遠堂偶存稿』文徵卷三四「諮詢民情土俗三十條論」。
- (16) 陳弘謀前掲書 文徵卷三四「飭取甘肅圖冊以資治理徵」、文徵卷三七「飭取州縣興圖徵」。
- (17) 「教民榜文」（古典研究会本『皇明制書』上巻所収）。
- (18) 内藤湖南『中国近世史』（一九四七年、弘文館）。
- (19) 『東洋史研究』二七巻四号。
- (20) 「吉川幸次郎全集」第一五巻（一九六九年、筑摩書房）。
- (21) 拙稿「十五世紀前半太湖周辺地帯における國家と庶民」『名古屋大学文學部研究論集』三八。
- (22) 拙稿（21）の拙稿、及び拙稿「十五世紀前半蘇州府における徭役労働制の改革」『名古屋大学文学部研究論集』四。
- (23) 梁方仲『明代糧長制度』（一九五七年、上海人民出版社）。
- (24) 冨鍾『況太守集』卷十二・条諭上「各儒學榜示」・「戒奢移榜示」。卷十
三・条諭下「紳士約束子弟示」。注(21)の拙稿参照。
- (25) 古典研究会本『皇明制書』上巻。
- (26) 『四友齋叢説』卷十三・史九。
- (27) 拙稿「日本の明清時代史研究における郷紳論について」（1）前掲所収の諸研究参照。
- (28) 酒井忠夫前掲書第一章「明末の社会と善書」—「郷紳・士人の用語」。
- (29) 佐伯有一「明末の董氏の変——所謂、奴妾の性格に関連して」『東洋史研究』十六巻一号、宮崎前掲論文、酒井前掲書等参照。
- (30) 重田徳「郷紳支配の成立と構造」前掲。
- (31) 夫馬進「明末の都市改革と杭州民變」前掲。
- (32) 趙翼『廿二史劄記』卷三四「明鄉官虐民之事」。
- (33) 溝口雄三「ふわむる東林派人士の思想——前近代期にかけた中國思想の展開（上）——」『東洋文化研究所紀要』七五。本論文は郷紳を主題とする近年の論考中、最も重要なものの一つである。
- (34) 溝口雄三前掲論文。
- (35) 溝口雄三前掲論文。
- (36) 以下、陳龍正の言行については、「幾草全書」のこの部分、及び同書附録卷一所収の彼の息子の手にな。「陳祠部公家伝」によ。
- (37) 島田虔次『王陽明集』（『中国文明選』第六巻、一九七五年、朝日新聞社）解説。
- (38) T'ung-tsu Ch'u (瞿同祖), Local Government in China Under the Ch'ing, Stanford University Press' Stanford, California, 1962, pp. 198-199.
- (39) 黃印『錫金譜小錄』卷一・備參上・回紳。
- (40) 拙稿「一六四五年の大太倉州沙溪鎮における烏童会の反乱について」『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』（一九七七年、燧原書店）。
- (41) 拙稿「一六一八世紀の荒政と地主佃隸關係」『東洋史研究』二七巻四号。
- (42) 浜島敦俊は「明末清初、江南デルタにおける水利慣行の再編成について」（『社会経済史学』四〇一二）で、当時の農村社会における水利慣行の再編成に際しては公権力（国家権力）の介入が不可欠であったと指摘している。この指摘は、筆者のこうした見通しと無縁ではないと思われる。
- (43) 拙稿「明末の社会関係における秩序の変動について」『名古屋大学文学部三十周年記念論集』。

(44) 「錫金識小録」前掲 備參上・士智。

補註 前者については、横山美登里「明代里田制下における郷村支配層」
(昭和四十年度愛知大学文学部史跡研究科卒業論文。愛知大学文部部所蔵)
による。後者については、たとえば、宣德朝(1421-1436)年閏十一月
庚戌の巡撫浙江侍郎成均の上奏、宣德九(1434)年五月乙未の行
在印部の上奏等が挙げられる。

附記

本稿は、本来、一九八〇年三月に東方学会が刊行する英文雑誌 *ACTA ASIATICA* 38 明代史特集号のために執筆された和文原稿である。当論集への収載を快く認承された同学会に対し、記して感謝の意を表する。

なお、同誌編集部から筆者に与えられたテーマは「明代の郷紳」であったが、
このテーマを掲げて論じた実質的内容は、筆者の当面の関心にもとづいて、副題の表示するところとなっている。また、紙幅の制約から原資料乃至その書を
下し文の提示は行なわず、注も最小限にとどめた。